

お茶の水女子大学同窓会館跡地整備事業 公募要項等に関する質問回答(1回目)等

- 本質問回答(1回目)は、令和5年12月21日(木)から12月22日(金)に受け付けたお茶の水女子大学同窓会館跡地整備事業の公募要項等に関する質問を公募要項等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、本学で整理していますので注意してください。
- 回答欄に**太字ゴシック**で記載されている箇所は、変更・修正・追記・留意等に該当する項目です。
- 添付の追記事項についても留意してください。

< 総 括 >

書類名	番号	質問数
公募要項	1～67	67
添付資料	68～70	3
様式集	71～93	23
基本協定書(案)	94～101	8
定期借地権設定合意書(案)	102～109	8
その他	110	1
合計	—	110

令和6年1月19日

国立大学法人お茶の水女子大学

公募要項に関する質問回答

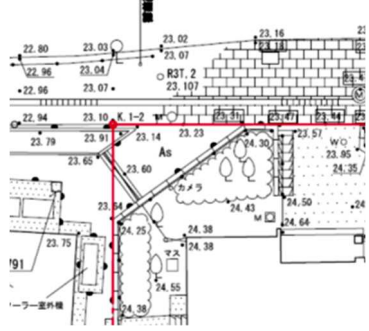
番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	7	質問	回答
1	駐車場について								駐車場を設置する場合、外部へ貸し出すことは可能でしょうか。	可能です。
2	目的	1	I	2					本事業の検討にあたり、計画に関して行政等へのヒアリングが必要となる場合、場所を特定してのヒアリングを行っても問題ございませんでしょうか？	問題ありません。
3	事業期間	1	I	3					<p>「事業期間（定期借地権設定契約期間）は、50年間から70年間までの期間に、既存建物の解体・撤去工事等、事業施設の建設工事、事業終了時の解体・撤去工事の期間を加えた範囲」とあります。</p> <p>前回質問回答番号7でも「定期借地権設定契約期間」と「既存建物の解体・撤去工事等、事業施設の建設工事、事業終了時の解体・撤去工事の期間」は別途とありますが、「4頁(4)1)地代の支払方式」では、「地代は、公正証書による定期借地権設定契約締結の日から、事業施設を解体・撤去し更地として土地を本学に返還する定期借地権設定契約終了の日までを対象とする。」とあります。</p> <p>事業期間及び地代発生期間は、『50～70年間』なのか、『50～70年間プラス既存建物の解体・撤去工事等、事業施設の建設工事、事業終了時の解体・撤去工事の期間』なのかご教示ください。</p>	<p>事業期間（定期借地権設定契約期間）及び地代発生期間は、「50年間から70年間」に、「既存建物の解体・撤去工事等、事業施設の建設工事、事業終了時の解体・撤去工事の期間」を加えたものとなりますので、後者のご理解が正しいものとなります。</p> <p>令和5年11月15日付け「お茶の水女子大学同窓会館跡地整備事業 公募要項(案)に関する質問回答」の番号7において、ご質問には「事業期間（50年間から70年間）」と記載されていますが、当該記載部分は誤りですので、本回答により訂正します。</p>
4	事業期間	1	I	3					建物の解体・撤去工事等が想定よりも期間を要した場合、建物の供用可能期間はその延長した期間相当は短縮されないように借地期間を変更できますでしょうか。（例：施設供用期間を70年と設定して提案したが、公表された資料以外に新たなアスベスト等が検出された場合や埋蔵文化財が出土し、期間が0.5年延長した場合に、施	本事業において借地期間の変更は予定していません。ただし、本学の判断により、変更の申し出について協議することは可能です。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	7	質問	回答
									設供用期間は 69.5 年に短縮されず、70 年を確保できるよう変更できますでしょうか。)	
5	既存建物の家屋番号について	1	I	4					既存建物 2 棟の家屋番号をご教示いただけますでしょうか。	家屋番号は 10114、10115 です。
6	事業の基本事項	1	I	5	(3)				お支払いする地代について、本事業において貴学が必要とする費用を上回るという前提のもと、事業者として収益があがらない建築期間中などについては、地代の減免をご提案させていただくことは可能でしょうか？	ご質問にあるような提案も可能です。なお、その場合であっても、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」という条件が適用されることに留意してください。
7	共用部の配置計画	2	I	6	(1)				①「トイレの維持管理は事業者負担」とありますが、ホールを設置する階のトイレは大学のセキュリティ内と外、どちらに設置することが好ましいでしょうか。 ②セキュリティ外に設置する場合、一般の施設利用者等も利用できる状態となってしまうますが問題ないでしょうか。	ご質問①について、当該トイレは共用部としての整備を想定しており、セキュリティ外としてください。なお、当該トイレは、大学 150 周年記念ホール等の利用形態、利用者数などを考慮した規模、仕様としてください。 ご質問②について、問題ありません。
8	事業の内容	2	I	6	(1)				「事業施設の整備」について、代表企業または構成企業が出資して新設する SPC が事業施設の整備主体となることは問題ないという認識でよろしいでしょうか。	公募要項に記載のとおり、「事業者」が事業施設の整備の主体となります。なお、事業者が、基本協定書等に従い、整備事業を第三者に委託することは可能です。 また、複数者による共同応募の場合は、当該共同応募者が事業者となり、本学と当該共同応募者（連名（連帯保証））による契約となることに留意してください。
9	事業の内容	2	I	6	(1)				「本学が使用する部分がある階のトイレ、湯沸かし、廊下、	ご理解のとおりです。番号 7 の②への回答も参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									階段等の共用部分の整備並びに維持管理、光熱水費は、事業者の負担とする」とありますが、事業者負担の共用部分ということは、他の施設利用者も使用してよいという整理になりますでしょうか。	い。
10	事業内容	2	I	6	(1)				貴学が使用する部分における内装のカーテンやブラインドはどの程度の仕様を考えておりますでしょうか。	カーテン・ブラインドの仕様は、プロジェクターの使用に支障のないとともに、以下と同等以上としてください。 カーテン：防炎、遮光2級 ブラインド：スラット幅 25mm ロールスクリーン：防炎、遮光2級
11	分筆等	3	I	6	(1)	1)	※		「本学としては、「分筆」や「地目変更」の予定はないが・・・事業者の負担とする。」とありますが、定期借地契約においても「分筆」は行わない予定でしょうか。その場合、定期借地契約における土地情報の根拠は何に依るものとなりますでしょうか。	本学としては、定期借地設定契約において「分筆」の予定はありません。本件土地に関する情報は、測量図等に基づいて、本学と事業者で確認（確定）することとなります。
12	利用料金徴収業務	3	I	6	(1)	3)	②		利用料金徴収後、貴学への納入方法に関してご希望等がございましたらご教示ください。	ここでの事業施設の運営業務のうち利用料金（管理費等）徴収業務とは、事業者による事業施設の全般に関する賃料や利用料金を徴収することであり、本学への納入とは関係ありません。
13	事業方式について	4	I	6	(2)				事業方式については大学が使用する部分を譲渡し、区分所有者となる BTO 方式ではなく、賃料等を支払う B00 方式という認識でよろしいでしょうか。	本事業の事業方式は、本学が使用する部分を含めて B00 方式とします。
14	事業の内容	4	I	6	(3)	2)			「事業の実施に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行い、申請・届出等の状況について本学に報告すること。」とありますが、既存建物の解体、新築工事の着工、新築建物の運用開始等のタイミングで、貴学で必要な申請・届出等について、事業者で把握しておくべきものはあり	現段階ではありません。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									ますか？	
15	地代の支払方式	4	I	6	(4)	1)			前払い地代の採否やその金額は、どのように採点へ反映されるのでしょうか。	前払い地代の採否やその金額については、本学にとって特段に有利なものとなっている等、独自の優れた提案があった場合は評価する予定です。なお、本学としては、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」ことを最重要事項としており、前払い地代の採否やその金額については、そこまでのウエイトを置いていません。
16	定期借地権等設定の条件	5	I	6	(5)	2)			保存登記は、事業者の判断により未実施でもよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	地代	6	I	7					事業期間の地代の総支払額が変わらなければ、工事期間中における地代を減らすといった提案は可能でしょうか。（例：工事期間中は地代×50%+引渡以降に相当額を割賦支払い）	番号6への回答を参照してください。
18	地代(土地の賃料)	6	I	7	(1)				御学が受け取る地代は支払う費用を事業期間のすべての時点(断面)で上回るものとありますが、総額の支払い地代のうち高割合を前払い地代として支払った場合にも費用の合計を前払い地代が上回っていると評価頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。「・・・事業期間のすべての時点(断面)で上回る・・・」とは、前払い地代の取崩しを含めて、いつの時点においても本学に資金ショート(不足)が生じないという趣旨です。
19	個別対話	11	IV	4					個別対話における対話内容・議題をご教示ください。	個別対話の内容は、要求水準等の規定によらないで要求水準等の規定と同等以上の機能・性能・品質等を満たすとして、要求水準等の規定に代わる提案をしようとする事項に限るも

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										のとします。なお、本学は、個別対話において、事業者の当該提案内容を聴取するとともに、当該提案の採否（あるいは条件付採否）の判断を行うものとし、個別対話の段階では、当該提案に対する評価は行いません。
20	現地見学について	11	IV	4					現地見学（現地調査）で確認させていただける範囲を教えてください。	現地見学（現地調査）が可能な範囲は、事業計画地及び事業計画地内の既存建物（内・外）とします。なお、提案を検討・作成するための参考として、事業計画地外の本学構内を見学することも可能としますが、この場合の見学範囲については、本学との協議によるものとします。
21	現地調査	11	IV	4	(4)				現地調査について、①人数制限はございますか。また、②応募事業者の他に、応募事業者に協力する事業者が参加することは可能でしょうか。	ご質問①について、常識（現実）的な範囲内であれば、人数制限はありません。 ご質問②について、可能とします。
22	提案書類提出に関する注意事項	12	IV	5	(5)				「企業名を記載しないこと及び商品名等も使用せず、一般名称を用いること。また、企業名が特定できるマーク等を使用しないこと。ただし、提案書類の正本にあってはこの限りではない。」とありますが、正本に企業名称の対応表をつけて、正本副本ともに企業名称を仮称（企業A等）とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	お考えのような対応でも問題ありません。
23	提案書提出に関する注意事項	12	IV	5	(5)				「提案書類のうち様式8から様式23には、企業名を記載しないこと及び商品名等も使用せず、一般名称を用いること。また、企業名が特定できるマーク等を使用しないこと。」とありますが、取組体制を具体的に提案するため、応募事業者に協力している設計企業、建設企業、維持管理企業の予定者や、運営企業、テナントの予定者については、企業名や店舗名等を	正本には、事業者に協力している設計企業、建設企業、維持管理企業の予定者や、運営企業、テナントの予定者について、具体的な企業名や店舗名等を記載しても問題ありません。 副本には、具体的な企業名や店舗名等を記載しないものとし、必要に応じて、当該企業名や店舗名等を特定できない範囲内で、当該企業や店舗等の特性等を記載してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									記載してもよろしいでしょうか。	
24	事業期間終了後の措置	17	VI	3	(6)				事業施設の承継や定期借地期間の延長等について協議させていただくことは可能でしょうか。	事業施設の承継や定期借地期間の延長等はいりません。
25	北西隅部分	18	VII	1	(1)	1)			<p>①北東隅部分とありますが、北西隅部分の隣地小学校の出入口周辺という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②北西空地は小学校の設備更新作業の間、設備機器運搬車両が一時的に停車できるスペースを確保するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③現状、隣地への門扉及びスロープが計画敷地内にありますが、計画敷地内に停車スペースを確保した上で、門扉及び塀を移設し、隣地敷地内におさめていただくことは可能でしょうか。</p> <p>④隣地敷地内と前面道路とのレベル差（500 mm程度）を隣地敷地内で解消していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ご質問①について、ご理解のとおり、隣地小学校の出入口周辺のことです。</p>  <p>ご質問②について、設備更新の搬出入口として使用可能な状態（空地）としてください。</p> <p>ご質問③について、事業者の費用負担で、門扉及び塀を隣接敷地内に移設することも可能とします。なお、当該移設の詳細については、本学と協議の上、決定するものとします。</p> <p>ご質問④について、事業者の費用負担で、隣接敷地内で前面道路とのレベル差を解消することも可能とします。なお、当該レベル差解消の詳細については、本学と協議の上、決定するものとします。</p>
26	小学校門扉について	18	VII	1	(1)	1)			事業計画地の北東隅部分（三角地）は、本学附属小学校の設備更新の搬出入口として使用可能な状態（空地）とすること、とありますが、小学校門扉の位置を本計画に伴い移設すること、または協議をさせていただくことは可能でしょうか。	番号25への回答を参照してください。
27	事業計画地及び周辺情報	18	VII	1	(1)	2)			ガス配管のう回ルートは、本事業計画地を通過するルートを設定してよろしいでしょうか。	原則として、事業計画地内を通過しないルートとしてください。具体的には、本学と協議の上、決定するものとします。
28	事業計画地及	18	VII	1	(1)	2)	②		ガス配管の迂回工事について、	プールの利用時期である6月

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
	び周辺状況								例えばプールの利用時期との兼ね合いなどから、工事が一定期間できないなどスケジュール、工事計画上制限となるような事項はございますでしょうか？	から9月までの工事は不可とします。
29	施設共用開始後(維持管理・運営段階)	20	VII	1	(4)	1)	④		“毎月末締めで、維持管理・運営の状況に関する報告書を、毎年度末締めで、維持管理・運営の状況に関する報告書及び公認会計士による監査を経た財務状況に関する報告書”について、想定されている書面のご説明を頂けますでしょうか。	本学は、本事業が民間事業者による事業であることを十分に認識し、必要以上に詳細な報告を求めることを避けるものとします。一方で、本事業が本学にとっても重要な事業であるとともに、本学の重要な場所に位置することから、本学と事業者のコミュニケーションや情報共有が大切であるとも考えています。以上の方針を基本とし、以下のとおりとします。 ご質問前段について、「維持管理・運営の状況に関する報告書」は、その内容について、本学と事業者で協議の上、定めるものとします。 ご質問後段について、「公認会計士による監査を経た財務状況に関する報告書」は、公認会計士の監査済みの計算書類等を想定していますが、具体的には、本学と事業者で協議の上、定めるものとします。
30	施設共用開始後(維持管理・運営段階)	20	VII	1	(4)	1)	④		“毎月末締めで、維持管理・運営の状況に関する報告書を、毎年度末締めで、維持管理・運営の状況に関する報告書及び公認会計士による監査を経た財務状況に関する報告書”について、対象となるのは御学が賃借されるフロアでしょうか。	本学の賃借部分に限りません。事業施設全体の維持管理・運営が対象となります。番号29への回答も参照してください。
31	モニタリング	20	VII	1	(4)	1)	④		モニタリングが貴学と事業者のコミュニケーションや情報共有の上で必要であることを理解した上で、施設供用開始後の事業計画書や運営報告書については、事業を進めていく上で適正な時期、内容をご提案させて頂いてもよろしいでしょうか？	番号29への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
32	事業契約終了時	20	Ⅶ	1	(4)	1)	⑤		「その状況に懸念される事項が認められた場合」とは、どのような場面を想定しておりますでしょうか。	あくまで一例に過ぎませんが、定期借地権設定契約の終了時までには、本件土地の明渡しの条件を満たさないおそれがある場合等を想定しています。
33	事業契約終了時	20	Ⅶ	1	(4)	1)	⑤		「事業者に補修を求めることができる」とされているところ、この「補修」は、「改善」の誤記でしょうか(前④の第2段落に「…に懸念される事項が認められた場合には、…改善を求めることができる」との類似の記載があるため)。また、誤記でない場合、何を補修することを想定しておりますでしょうか。	④の「・・・改善を求めることができる・・・」は、施設供用開始後の維持管理業務や運営業務が対象となることから「(業務の)改善」としており、⑤の「・・・補修を求めることができる・・・」は、事業契約終了時に事業施設を解体・撤去し事業計画地を更地として返還することが対象となることから「(当該要件を満たしていない箇所等の)補修」としています。
34	整備方針	21	Ⅶ	1	(5)				整備方針1)～5)は、事業者提案で全て満たさないと失格になるのでしょうか。	ご質問の「整備方針」は、あくまでも本事業における本学の方針であって、事業者におかれども、当該方針を理解したうえでの提案を期待するという趣旨から記載したものであり、事業者の資格要件(失格にすること)とは関係ありません。
35	学外連携ゾーンの一帯的な機能	21	Ⅶ	1	(5)	5)			「国際交流留学生プラザの更なる利用促進」とありますが、民間事業者に期待する具体的な内容をご教示頂けますでしょうか。	国際交流留学生プラザは、地域連携や産学官連携による共同研究、また学び直しやビジネスリーダー育成等の推進にも活用されており、事業施設の産学連携・地域連携スペースとの相互利用等を期待しています。
36	遵守事項	21	Ⅶ	1	(6)				行政や消防に条例等に関するヒアリングを行う際、地名地番や事業の内容について、行政に伝えても問題ないでしょうか。	問題ありません。
37	構造計画	22	Ⅶ	2	(4)	1)			1)の記載内容は構造体の耐震安全性確保のⅡ類が設計条件でしょうか。(平成25年度官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年度版より)	ご理解のとおりです。なお、「建築構造設計指針(平成21年版)文部科学省大臣官房文教施設企画部」についても参照してください。
38	地球環境への配慮	22	Ⅶ	2	(8)	1)			①ZEB化など、カーボンニュートラルへの取組みを積極的に行うとありますが、必須でしょうか。また対応がなされていない	ご質問①について、必須ではないため「失格」とはなりません。評価の対象にはなりません。ご質問②について、ご理解のと

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									い場合「失格」か「減点」かご教示ください。 ②「ZEB化（ZEB Oriented相当以上）」とありますが、ZEH対象の用途がある場合は ZEH Oriented 相当以上を目標に設計をすればよろしいでしょうか。	おりです。
39	電気設備	23	VII	2	(9)	2)	②		電話、インターネットの接続は「(サーバー)」とありますが、回線やルータの整備や接続は貴学で実施するという認識でよろしいでしょうか。	本学が使用する部分に関する電話、インターネットの接続については、VII 3 (1) 5) ②情報通信・電話・テレビ共同受信設備の規定を参照してください。本学が使用する部分以外に関する電話、インターネットの接続については、事業者の提案によるものとします。
40	設備計画	23	VII	2	(9)	2)	②		「インターネット接続(サーバー)」の用意は「インターネットとプロバイダを用意する」という理解でよろしかったでしょうか。	番号39への回答を参照してください。
41	大学 150 周年記念ホール等	25	VII	3	(1)	1)	①	イ	“大学 150 周年記念ホール等”の使用内容、頻度をご教示ください。	学内外のイベント、講座・授業の開講、学会、集会等を想定しており、使用頻度は20日/月程度を想定しています。
42	産学連携機能	25	VII	3	(1)	1)	①	ウ	事業者の任意提案による産学連携機能（160㎡程度）について、配置（提案）の有無が任意であって、配置（提案）した場合の賃料については貴学が負担される認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、その場合であっても、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」という条件が適用されることに留意してください。
43	大学が使用する「産学連携・地域連携機能」について	25	VII	3	(1)	1)	①	ウ	事業者運用のレンタルスペース等と一体的に整備を行う場合、大学が使用する部分も含めた一体的な施設運営を事業者にて行う形でもよろしいでし	お考えのような対応でも問題ありません。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									ようか。	
44	本学が使用する部分等に関する要求水準	25	Ⅶ	3	(1)	1)	⑥		提案資料の作成にあたり、貴学のスクールカラー及びシンボルマークのデータはご提供頂けますでしょうか。	参加資格確認申請書等の提出者に対して電子データにて提供します。
45	大学使用部分の管理室等について	25	Ⅶ	3	(1)	1)	⑧		施設全体の中央管理室等と記載がありますが、面積の目安や想定があれば教えていただけますでしょうか。またそのほか大学使用部分用に管理室やゴミ保管庫等必要でしょうか。	ご質問前段について、施設全体の中央管理室等の具体的な事項については、事業者の提案によるものとします。 ご質問後段について、大学が使用する部分のための管理室やゴミ保管庫等は不要とします。
46	本学が使用する部分等に関する要求水準	25	Ⅶ	3	(1)	1)	⑧		本学が使用する部分の出入管理及び監視ができるシステムを導入し、とありますがどの程度のシステムを想定しておりますでしょうか。	本学の職員証（ICカード）や学生証等（ICカード）により出入管理が可能なシステムを想定しています。
47	本学が使用する部分等に関する要求水準	25	Ⅶ	3	(1)	1)	⑧		「本学の事務管理機能との連携体系を構築」とありますが、貴学に導入されている機能をご教示頂けますでしょうか。	緊急時や異常発生時に正門守衛所において発報するなどの機能や、事業者から本学事務管理機能への連絡体系を構築することを想定しています。
48	本学が使用する部分等に関する要求水準	25	Ⅶ	3	(1)	1)	⑩		技術流出防止とありますが、物理的な対策（ビル側の警備システムや間仕切りの設置）でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりですが、それらに限るものではありません。
49	要求する配置機能及び主要諸室等	26	Ⅶ	3	(1)	2)			表に記載の諸室が、賃貸借契約の対象となる範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本学が、現時点で賃借を希望する部分となりますが、具体的には、公募要項等を満たすことを条件として、事業者の提案によるものとします。
50	要求する配置機能及び主要諸室等	26	Ⅶ	3	(1)	2)			表に記載の諸室（特に2階のホワイエ）は、全て独立して施錠管理等が可能なように計画する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	本学が使用する部分等に関する要求水準	26	Ⅶ	3	(1)	4)	②	イ	「本学にふさわしく」と記載がございますが、大 학교内の他建物の内装・デザインを内覧することは可能でしょうか。	番号20への回答を参照してください。
52	150周年記念ホールの運営	29	Ⅶ	3	(3)				前回の質疑で、20日程度稼働とありましたが、学校関係者以外がホールをレンタルするといった運営はございますか。（ホール利用者が不特定多数かどうか）	ご質問にある「ホールをレンタルする」ことの内容が不明確ですが、学校関係者以外にホールを貸し出す場合もあります。ただし、いわゆる「興行場」に該当するような使用は認めない

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										ものとしします。
53	記念ホール	29	Ⅶ	3	(3)				ホール内にステージを設ける必要はございますでしょうか。必要な場合、想定されているステージの面積や高さについてご教示ください。	本学が使用する部分の可動の什器・備品として、可動式ステージ（折りたたみ式 W2400×D1200×H400 程度を複数台）の導入を想定します。什器備品収納庫への収納に配慮してください。
54	記念ホールについて	30	Ⅶ	3	(3)				主にどのような使われ方を想定していますでしょうか。用途はホールも含めて建築基準法別表第一（い）欄(3)項「学校」という想定でしょうか。	ご質問前段について、番号41への回答を参照してください。ご質問後段について、「学校」を想定しています。
55	記念ホールについて	30	Ⅶ	3	(3)	2)	③		記念ホールのイス机等の什器関係について、想定する数量は前回質疑回答の椅子のみで席200人程度、テーブル席で150人程度の想定でよろしいでしょうか。また什器備品収納庫に上記の椅子やテーブルをどの程度収納するか、他に収納する什器の種類・数量の目安もございましたら教えていただけますでしょうか。	ご質問前段について、ご理解のとおりです。ご質問後段について、椅子、テーブルの全数とともに、講演台、司会台、可動式ステージなど、記念ホール内に設置する可能性のあるすべての什器・備品が収納できることを想定しています。
56	記念ホール等について	30	Ⅶ	3	(3)	2)	③		ホワイエ兼大学展示スペースについて、展示方法の想定があれば教えていただけますでしょうか。大学広報コーナー同様、壁面にパネル等設置するのであれば、必要な大きさの目安を教えていただけますでしょうか。	ご質問前段について、主として、パネル等の設置を想定しています。ご質問後段について、パネル等の設置の規模等は特定できませんので、フレキシブルに対応できるように、壁面の相当部分に、ある程度の重量にも耐えられるピクチャーレールの設置を想定しています。
57	記念ホールについて	30	Ⅶ	3	(3)	2)	⑥		記念ホールは、辺長比2程度以下とありますが、3分割したそれぞれの室と記念ホール全体ともに辺長比2程度以下という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	照明計画	30	Ⅶ	3	(3)	2)	⑧		記念ホールは3分割して使用できる対応ですが、3分割した際も各部屋で照明の連続調光が必要でしょうか。	3分割した場合にも、分割した部屋ごとの連続調光が可能なものとしてください。また、多様な使用形態にも対応できるように、部屋ごとでのエリア分けによるオン・オフや調光にも対応させてください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
59	産学連携・地域連携機能	30	VII	3	(4)	1)	②		<p>①産学連携・地域連携機能の用途もホール同様、「大学用途」にて設計してよろしいでしょうか。</p> <p>②利用方法については、レンタルオフィスのような利用方法を想定し、小部屋(モジュール)が複数設置されるというイメージでよろしいでしょうか。</p> <p>③モジュールとはどのような規模・利用方法を想定されてますでしょうか。</p> <p>④大学専用の産学連携スペースの受付機能等は大学側で行うのでしょうか。また民間側にてレンタルオフィスを併設した場合、受付機能を民間に委託し共同で運営を行うといった体制は可能でしょうか？</p>	<p>ご質問①について、ご理解のとおりです。</p> <p>ご質問②について、一つのモジュールの面積は、必須要件としている 160 m²程度を想定しています。一つのモジュール内で小部屋(20～50 m²程度で、研究室、オフィス、会議室等)を設置する場合は、本学にて間仕切り等を別途設置することを想定しますので、当該間仕切り等の設置が容易な計画としてください。</p> <p>ご質問③について、②への回答を参照してください。</p> <p>ご質問④について、大学が使用する産学連携スペースの受付機能等を含む運営は、大学側で行うことを想定しています。なお、ご提案のように民間側にレンタルオフィスを併設した場合、受付機能を民間に委託し共同で運営を行うといった提案も可能とします。</p>
60	連携スペースについて	30	VII	3	(4)	1)	②		<p>連携スペースの内、必須の部分と事業者の提案(任意)のスペースのセキュリティの考え方について、想定あれば教えてください。必須の部分と事業者の提案(任意)部分で別の動線やセキュリティを設ける必要はないでしょうか。</p>	<p>必須の部分と提案の部分の仕様は同程度とし、動線やセキュリティを分ける必要はありません。ただし、モジュール毎のセキュリティや防音性の確保は必要となります。番号59への回答も参照してください。</p>
61	連携スペースについて	30	VII	3	(4)	1)	②		<p>連携スペースの 320 m²のほかに、事業者提案の用途を設定する場合のセキュリティの考え方について、想定あれば教えてください。連携スペースと一体で使用する想定は可能でしょうか。</p>	<p>連携スペースは、共用部分や事業者提案の他の用途とは区画し、セキュリティや防音性を設定することを想定しています。また、連携スペースと事業者提案の用途を一体で使用する提案も可能としますが、その場合であっても、連携スペースへの出入口にセキュリティを設定できることを条件とします。</p>
62	本学が使用する部分等に関する要求水準	31	VII	3	(5)	2)	③		<p>150周年記念事業への寄付者の銘板設置スペースは何m²ほどを想定されておりますでしょうか。</p>	<p>現段階では想定できないため、十分なスペースを確保できるようにしてください。</p>
63	産学連携・地域	31	VII	3	(4)	2)	④		<p>「モジュール毎に光熱水量を</p>	<p>連携スペース内の計量として</p>

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
	連携機能								個別に計量」とありますが、モジュール内の設備はどういったものを想定されてますでしょうか。トイレ、ミニキッチン、洗面台等は想定されてますでしょうか。	は、電力を想定しています。トイレ、ミニキッチン、洗面台等は、共用部分のトイレ、湯沸室の使用を想定しています。
64	配置機能及び諸室の計画	31	VII	3	(4)	2)	④		「モジュール」とはどのような意味でとらえればよいでしょうか。ご教示ください。	番号59への回答を参照してください。
65	エントランスホールの用途について	31	VII	3	(5)	2)	④		エントランスホール等～、イベントの開催や案内板の設置等に利用できるように、と記載がありますが、エントランスホールでのイベント開催も想定しているという考え方でしょうか。その場合、エントランスホールに求める面積の目安などありますでしょうか。	あくまでも事業施設における共用部分でもあり、イベント開催や案内板設置等においても、一定の節度や限界があるものと認識しており、具体的には、事業者の提案によるものとします。
66	維持管理業務	32	VII	4	(2)	2)	⑤		「必要に応じ警備員の配置等の措置を講ずる」とありますが、本施設は24時間365日の建物警備が必要でしょうか。また、24時間365日の警備が必要な場合、機械警備の併用で業務を行うことは問題ないでしょうか。	火災報知、設備警報等を含めて、24時間365日の建物警備が必要と認識していますが、これらを機械警備の併用で実施することは問題ありません。
67	業務の実施に当たっての留意事項	33	VII	5	(4)	2)	②		「事業計画地内に駐車場を計画する場合は、附属学校園の登下校時間帯は、警備員による誘導を行うこと。」とありますが、誘導が必要と考える登下校時間帯を具体的にご教示願います。また、駐車場からの出入りを極力行わないような運用等とすることで、警備員を配置しないような提案は可能でしょうか。	ご質問前段について、附属小学校の通常期間の登校時間帯は7時20分～9時00分、下校時間帯は15時00分～15時50分あるいは14時00分～14時50分など(月日によって異なる)です。 ご質問後段について、関連法令等を遵守することを条件とし、いわゆる警備業法が適用される警備員ではなく、指導員、監視員、誘導員などの配置でもよいものとしませんが、人的な対応は必要なものと認識しています。

添付資料に関する質問回答

番号	項目	書類名	頁	上 中 下 段	質問	回答
68	現況平面図	現況平面・高低図	1		計画敷地の現況平面図をCADデータで頂くことは可能です	参加資格確認申請書等の提出者に対して電子データにて提

番号	項目	書類名	頁	上中 下段	質問	回答
					ようか。	供します。
69	既存樹木について	01_現況平面・高低図	1		既存の樹木及び植栽について、記念樹など必ず残すべきものがありましたら教えていただけますでしょうか。	ありません。
70	桜蔭会館の解体面積について	桜蔭会館新築工事設計図	2		桜蔭会館の延床面積は 591.92 m ² でしょうか。計 87.426 m ² とあるのはどの部分の面積でしょうか。	桜蔭会館の延床面積は、おおよそ 590 m ² です。87 m ² は、1階コンクリート舗装範囲及び2階社交室・倉庫等の面積を示しています。

様式集に関する質問回答

番号	項目	頁	様式番号	上中 下段	質問	回答
71	施設計画図	1	23	下段	縮尺の指定はございますか。	施設計画図の縮尺は 1 / 200 としてください。
72	各様式における「評価の視点」	2		下段 ②	大学 150 周年記念ホールの用途として、公募要項には飲食を伴うイベントの開催と記載されておりますが、大学敷地内には卒業式を行う講堂もあり、大学側で想定しているその他の用途はありますでしょうか。	番号 41 への回答を参照してください。
73	各様式における「評価の視点」	4		中段 0	「地域貢献」の投資を呼び込む機会を提供するとともに～とありますが、投資はどのようなことを考えておりますでしょうか。	本学と地域社会・自治体・企業等との連携や、地域社会・自治体・企業等による本事業施設の利活用などを想定していますが、これらに限るものではありません。
74	提案書類の構成・部数等について	5			「提案書(鑑)、要求水準に関する確認書」、「事業計画書」及び「施設計画書」は、それぞれ別のファイルに綴じて提出する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	提案書類の構成・部数等について	5			正本で指定の「製本」と、副本で指定の「バインダー左綴じ」との違いをご教示ください。	正本での「製本」とは、差替ができない体裁(ステップル綴じなど)をいい、副本の「バインダー左綴じ」とは、審査等に当たって分冊等が可能な体裁をいいます。
76	提案書類の構成・部数等について	5			正本・副本それぞれの表紙・背表紙に記載する事項は、事業者の任意という認識でよろしいでしょうか。	表紙への記載内容は、【様式 8】、【様式 23】を使用してください。背表紙への記載は事業者の任意としますが、記載する場合の内容は、【様式 8】、【様式 23】と同様としてください。

番号	項目	頁	様式番号	上中下段	質問	回答
77	4. 提案書の作成における作成要領と留意事項	5		下段 4. (3)6	バインダー2穴式のフラットファイルについて、色のご指定はございますか。	色の指定はありません。
78	提案書類の作成方法について	6			提案書類の余白やレイアウトは、事業者の任意という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、審査等の利便性に配慮し、極端なレイアウト（余白がほとんどないなど）は避けてください。
79	提案書類の作成方法について	6			提案書類の作成方法を遵守したうえで、各様式（事業収支等の様式を除く）を powerpoint にて作成することを可能とさせていただきますだけではないでしょうか。	powerpoint にて作成することも可能です。なお、当該箇所の規定を以下の内容に変更します。 1) 提案書類のうち、すべての事業計画書を Adobe Acrobat (PDF 形式) で保存し、更に、「【様式 11】 3 事業の安定性・継続性（その 5・事業収支等）」は Microsoft Excel 形式でも保存し、CD-R で提出すること。
80	提案書類の文字について	6			提案書類の文字について、図表・イラスト内の文字が電子データで全て検索等できなくても構わないでしょうか。	図表・イラスト内のテキスト等の検索及びカット・アンド・ペーストは、可能な範囲でよいものとします。
81	4. 提案書の作成における作成要領と留意事項	6		上段 4. (6)1	「・・・、その他の様式は Word 形式で保存し、CD-R でも提出すること。」とありますが、提出する CD-R は 1 枚でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。容量が不足する場合は、DVD-R でもよいものとします。
82	参加資格確認申請書	9	2	中段	添付資料にて「4 役職名、氏名、生年月日、性別、住所などを記載した役員名簿」とございますが、こちらには社外取締役も含まれておりますでしょうか。含まれる場合、社外取締役は対象から除外して頂くことは可能でしょうか。	すべての役員について提出してください。ただし、名簿の内容は、役職名、氏名、生年月日のみでよいものとします。 なお、【様式 2】の添付書類を以下の内容に変更します。 2 直近の、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書 4 役職名、氏名、生年月日を記載した役員名簿
83	参加資格確認申請書	9	2	中段	役員名簿の様式は任意のことですが、「役職名、氏名、生年月日、性別、住所」は必ず記載しなければならないのでしょうか。 また、名簿の記載対象者は、社内の取締役・監査役という認識	番号 82 への回答を参照してください。

番号	項目	頁	様式番号	上中下段	質問	回答
					でよろしいでしょうか。	
84	事業の安定性・継続性	21	11	中段	「大学財産を取り扱ううえでの諸手続等」がどのようなものを指すか、具体的な内容をご教示頂けますでしょうか。	本事業の基本的な事業スキームである、「a 事業者が事業計画地を定期借地」、「b 事業者が事業施設を整備（ＢＯＯ方式）」、「c 当該事業施設の一部を本学が定期借家」に基づくとともに、 例えば、本事業に関するあらゆる時点（断面）での関係者や権利に関すること、定期借地権の転貸や譲渡に関すること、事業者から本学への地代の支払方法に関すること、本学と事業者の賃貸借契約や賃料の支払方法に関すること、本学が事業者から受け取る地代は（略）事業期間のすべての時点（断面）で上回るもの（略）の担保に関すること、その他、事業者の提案を実施するに当たって、本学があらかじめ理解して（知って）おくべき大学財産を取り扱ううえでの諸手続等に関することなどを想定しています。 なお、専門用語を使用しないか使用する場合は注釈を付すなどし、可能なかぎり分かりやすい記載内容としてください。
85	各計画の特徴	28	13	下段	「(4)建築計画の特徴」～「(8)その他計画の特徴」のレイアウト等は、他の様式に準じるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	施設整備の説明について	28	13	下段	5 施設整備の説明について、(4) から (9) については様式なしという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号 85 への回答も参照してください。
87	施設整備の説明について	28	13	下段	留意事項 4 番目に、A4 判（トータルでの枚数制限なし。と記載がありますが、どの資料の事を指していますか。また (9) 施設計画図は様式集の 1 ページ目下段に記載の 15 施設計画図（別添）のことでよろしいでしょうか。	ご質問前段について、項目(4)から(8)までは枚数を規定していますが、項目(1)から(3)までは枚数を規定していないため、 【様式 1 3】の全体（トータル）での枚数に制限がない ということです。ご質問後段について、ご理解のとおりです。 【様式 1 3】の最終行に記載の「(9) 施設計画図

番号	項目	頁	様式番号	上中下段	質問	回答
						（別添のとおり）」は削除（無視）してください。
88	大学財産を取り扱ううえでの諸手続等の明快性、確実性	34	19	中段	「大学財産を取り扱ううえでの諸手続等」がどのようなものを指すか、具体的な内容をご教示頂けますでしょうか。	番号83への回答を参照してください。
89	地代金額	35	20	下段	留意事項にある「地代の支払方法や、上記1を満たしていることの説明」を行う添付書類の様式は任意という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、専門用語を使用しないか使用する場合は注釈を付すなどし、可能なかぎり分かりやすい記載内容としてください。
90	事業者が支払う地代	35	20		一時金＋月払い地代でのご提案を行う場合、その内訳については「地代の支払方法や、上記1を満たしていることの説明」を記載する添付書類に記載すればよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
91	事業者が支払う地代	35	20	下段	「地代の支払方法や、上記1を満たしていることの説明を添付書類として提出すること」とありますが、様式・枚数は任意と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号89、90への回答も参照してください。
92	賃料金額	36	21	下段	留意事項にある「賃料の支払方法や、大学が使用する部分に関する賃貸借契約の骨子等」を説明する添付書類の様式は任意という認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。番号89、90への回答も参照してください。
93	大学が支払う賃料	36	21	下段	「賃料の支払方法や、大学が使用する部分に関する賃貸借契約の骨子等を添付書類として提出すること」とありますが、様式・枚数は任意と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号89、90への回答も参照してください。

基本協定書(案)に関する質問回答

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
94	本件建物の設計及び建設	2	7	5		「土壌汚染調査の結果その対策工事が必要となった場合又は埋蔵文化財調査の結果その本格的な調査が必要となった場合には、甲は合理的な範囲内で当該費用を負担するものとする。」とありますが、予見でき	基本協定書(案)第7条第5項を以下の内容に変更します。 「5 乙は、自ら又は工事請負人をして、本件建物の建設計画に従い、既存建物の解体・撤去工事、本件施設等による電波障害調査調査・対策工事、土壌汚

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
						ないアスベスト処分費用や地中障害の撤去費用についても加筆いただけませんか。	染調査及び埋蔵文化財調査(試掘)、敷地測量、土地調査その他必要な調査を自らの費用で行うものとする。ただし、土壤汚染調査の結果その対策工事が必要となった場合又は埋蔵物文化財調査の結果その本格的な調査が必要となった場合に、乙が書面により立証した際には、甲は合理的な範囲内で当該費用を負担するものとする。甲が乙に対して提示した資料及び現地見学(現地調査)等から通常予見すべき範囲を超えて、既存建物からアスベストが検出された場合又は本件土地から地中障害物が検出された場合に、乙が書面により立証した際には、甲は合理的な範囲内で当該予見を超える部分の処分費用を負担するものとする。
95	運営及び維持管理	4	9	2		但し書きで、「乙以外の者に本件施設の運営の全部又は重要な一部を委託する場合には、事前に項の書面による承諾を得なければならない。」とありますが、貴学の承諾が得られないケースは想定されておりますでしょうか？想定されるケースがあれば、具体的にどのような場合でしょうか。	原則として承諾するものとなりますが、国立大学法人としての本学の業務遂行に支障が生じるおそれがある場合には、承諾しない場合もあります。
96	違約金	5	14	1		違約金条項について、第11条第1項から3項に定める事由により本基本協定が解除された場合を想定し、甲乙互い請求できる形に変更して頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお、損害賠償請求については第13条に規定されているとおりです。
97	不可抗力	6	15	2		不可抗力によって生じる追加費用の負担については甲及び乙による協議とする、もしくは甲乙折半として頂くことはご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
98	不可抗力	6	15	4		不可抗力により本基本協定が解除となった場合、当該解除が既存建物の解体着手前であれば、現状有姿の状態です。	原案のとおりとします。なお、本基本協定締結後、定期借地権設定契約締結前において、不可抗力により本基本協定が

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
						渡す旨、追記して頂けませんでしょうか？また、本条文に記載のある「原状」の定義について追記頂けますでしょうか。	解除された場合は、事業者は既存建物を解体・撤去する義務を負わないものとします。
99	法令変更	6	16	2		法令変更によって生じる追加費用の負担については甲及び乙による協議とする、もしくは甲乙折半として頂くことはご検討いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
100	法令変更	6	16	4		法令変更により本基本協定が解除となった場合、当該解除が既存建物の解体着手前であれば、現状有姿の状態でも甲に明け渡す旨、追記して頂けませんでしょうか？また、本条文に記載のある「原状」の定義について追記頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本基本協定締結後、定期借地権設定契約締結前において、法令変更により本基本協定が解除された場合は、事業者は既存建物を解体・撤去する義務を負わないものとします。
101						実際に基本協定書を締結する直前のリーガルチェックにおいて、協定書の内容・条文について確認の必要が生じた場合、変更協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	基本協定書の内容・条文については、事業者の提案書類の提出時までには、基本協定書（案）に関する質問回答において確認することを予定していますので、基本協定書についての事業者からの変更に応じることは原則としてありません。ただし、本学がやむを得ないと判断した場合には、変更協議に応じることとします。

定期借地権設定合意書(案)に関する質問回答

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
102						実際に定期借地設定合意書を締結する直前のリーガルチェックにおいて、合意書の内容・条文について確認の必要が生じた場合、変更協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	定期借地権設定合意書の内容・条文については、事業者の提案書類の提出時までには、定期借地権設定合意書（案）に関する質問回答において確認することを予定していますので、同合意書についての事業者からの変更に応じることは原則としてありません。ただし、本学がやむを得ないと判断した場合には、変更協議に応じることとします。
103	地代の改定	3	11			諸般の経済情勢の変動等、地代を改定すべき合理的な事情が	原案のとおりとします。なお、申出自体を妨げるものではあ

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
						生じた場合には、甲からのみでなく、乙からも申し出ることが可能な条文へ変更することは可能でしょうか。	りませんので、合理的な申出内容であれば本学において検討します。
104	公租公課等の負担	3	12	2		本条文は、乙が専有部を第三者へ賃貸した場合、その専有部に係る水道光熱費等を賃借人へ請求・負担させることを妨げない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	違約金	6	23	1 2		違約金条項を甲乙互いに請求できる形に変更して頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
106	反社会的勢力の排除	8	27	1		反社条項を甲乙互いに係る形に変更して頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
107	損害賠償義務	9	32			損害賠償義務を甲乙互いに係る形に変更して頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとします。なお、原案は、本学の損害賠償義務を免除する趣旨の規定ではありません。
108	強制執行認諾	9	35			強制執行認諾を甲乙互いに係る形に変更して頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
109	想定締結時期	10				令和6年6月に基本協定書を締結後、大学側として想定している定期借地権設定契約時期はいつ頃でしょうか。	定期借地権設定契約締結にかかる合意書を令和6年9月頃に、定期借地権設定契約書（公正証書）を令和7年1月頃に、それぞれ締結することを想定していますが、具体的には、本学と事業者で協議の上、定めるものとします。

その他に関する質問回答

番号	項目	質問	回答
110	建築与件に関して	既存建物については、大学建物と一団地認定の手法を用いて建築されているわけではなく、本事業対象地における単独建物として建築されているという理解で問題ございませんでしょうか？また、新築計画についても特段一団地認定などは不要という理解で問題ございませんでしょうか？	質問前段について、ご理解のとおりです。ご質問後段について、問題ありません。

以上

添付（追記事項）

【様式 11】

3 事業の安定性・継続性（その5・事業収支等）

損益計算書

項目	施設整備年度	1年度	2年度	～	○年度	合計
収益	① 賃料収入					
	② 駐車場等収入					
	③ その他収入					
	④ 資金運用益					
	⑤ 収益合計(①～④合計)					
費用	⑥ 修繕維持費					
	⑦ 損害保険料					
	⑧ 土地借入費(地代)					
	⑨ 建物固定資産税等					
	⑩ 法人事業税					
	⑪ 減価償却費					
	⑫ その他経費					
	⑬ 保証金支払利子					
	⑭ 借入金支払利子(長期)					
	⑮ 借入金支払利子(短期)					
⑯ 費用合計(⑥～⑮合計)						
利益	⑰ 税引前利益					
	⑱ 法人税等					
	⑲ 税引後利益					

(留意事項)

1 記載している項目等は、賃貸借建物を想定した参考としてのものであり、実際の作成に当たっては、提案する事業スキームなどと整合させ、項目等を、適宜、加筆・修正すること。

2 適宜、加筆・修正する場合であっても、損益計算書(収益、費用、利益)、資金計画書(資金源泉、資金使途、余剰、負債残高)の大・中項目については、適用すること。

3 Microsoft Excel形式で作成するものとし、計算式等も含めて保存すること。計算式等も含めて保存するに当たって、損益計算書、資金計画書以外の補助シートからデータ等を読み込んでいる(引用している)場合は、当該補助シートを含めて提出すること。

4 A3判(枚数制限なし。ただし、簡潔にまとめること。)とすること。

資金計画書

項目	施設整備年度	1年度	2年度	～	○年度	合計
資金源泉	a 前期繰越金(前年度の次期繰越金)					
	b 自己資金・補助金					
	c 保証金・敷金					
	d 借入金(長期)					
	e 借入金(短期)					
	f 減価償却費(⑩と同額)					
	g 税引後利益(⑱と同額)					
	h 資金源泉合計(a～g合計)					
資金使途	i 建物取得費等					
	j 保証金元金返済					
	k 借入金(長期)元金返済					
	l 借入金(短期)元金返済					
	m 配当等					
	n 資金使途合計(i～m合計)					
余剰	o 次期繰越金(h-n)					
	p 当期余剰金(h-a-e)-(n-l)					
負債残高	q 保証金・敷金残高					
	r 借入金(長期)残高					
	s 借入金(短期)残高(eと同額)					
	t 負債残高合計(q～s合計)					